

「信濃川水系長野圏域河川整備計画（変更原案）」を公表し この案に関する公聴会の公述人を募集します

長野県長野建設事務所浅川改良事務所および長野県千曲建設事務所では、平成 28 年度に策定した「信濃川水系長野圏域河川整備計画」を変更します。

上記変更計画の策定にあたり、関係住民の皆様のご意見を伺うため、下記のとおり信濃川水系長野圏域河川整備計画（変更原案）を公表し、公聴会でご意見を発表していただく公述人を募集します。

1) 河川整備計画（変更原案）の縦覧期間および縦覧場所

■縦覧期間：令和5年11月20日（月）から令和6年1月14日（日）まで
（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

■縦覧場所：○長野県長野建設事務所浅川改良事務所 ○千曲建設事務所整備課
○長野県建設部河川課 ○長野市建設部河川課 ○長野市各支所
○信濃町建設水道課 ○飯綱町建設水道課 ○小川村建設経済課
○千曲市建設部道路河川課 ○坂城町建設課 ○小布施町建設水道課

※河川整備計画（変更原案）は長野県ホームページでも令和5年11月20日（月）から閲覧できます。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/asakawa/jigyo/kasenseibikeikaku.html>)

2) 公述の申出について

河川整備計画（変更原案）に対する公聴会での公述人を募集します。

■公述できる方

・長野市、千曲市、坂城町、小布施町、信濃町、飯綱町及び小川村において「居住、通勤又は通学されている方」又は「土地又は建物を所有されている方」

■公述申出期間

・令和5年11月20日(月)から令和6年1月14日(日)午後5時まで(期間内到着分有効)

■公述の申出

・裏面公聴会での公述を希望される方は「公述申出書」を上記の縦覧場所で入手し、必要事項をご記入のうえ、裏面「公述申出書の提出先」へ提出してください。

なお、公述申出書は、長野県ホームページでも令和5年11月20日(月)からダウンロードが可能です。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/asakawa/jigyo/kasenseibikeikaku.html>)

・なお、公述申出書の内容（個人情報を除く）については公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

(裏面へ)

■公述申出書の提出先

- ・公述申出書は、電子メール、ファックス、郵送、又は持参により提出してください。ファックスによる場合は、お手数ですが送信後、電話連絡をお願いします。

(提出先) 長野県長野建設事務所 浅川改良事務所

〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1

TEL : 026-234-9548 (直通) FAX : 026-234-9562

メールアドレス : asakawa@pref.nagano.lg.jp

件名 : 信濃川水系長野圏域河川整備計画 公述申出書の提出について

3) 公聴会開催日時および場所

■日 時 : 令和6年1月31日(水)

午後7時から

■場 所 : 長野市大字南長野南県町 686-1

長野合同庁舎5階 501~503 会議室

■公述に関する留意事項

- ・公述希望者が多数で全員の公述が困難な場合は、抽選により公述人を選定させていただく場合があります。その場合、公述できない方の意見要旨を公聴会でご紹介させていただきますので、あらかじめご承知おきください。
- ・公述申出書に意見の要旨が未記入の場合は、申出を無効とさせていただきますので、ご留意ください。
- ・公述は、申出書の内容に沿ってお願いします。
- ・公聴会の公述は、1名につき5分以内とさせていただきます。
- ・公述人(意見発表者)の選定結果通知については、令和6年1月19日(金)に発送いたします。

4) その他

- ・公聴会は公開で開催します。公述人以外の方でも自由に入場が可能です。
- ・公述の希望が無い場合は、公聴会は開催しません。その場合は、長野建設事務所浅川改良事務所のホームページ上で令和6年1月19日(金)までにお知らせします。
- ・ご不明の点がありましたら下記までご連絡ください。

長野県長野建設事務所 浅川改良事務所
TEL : 026-234-9548 (直通)
FAX : 026-234-9562
E-mail : asakawa@pref.nagano.lg.jp

長野県千曲建設事務所 整備課 計画調査係
TEL : 026-273-5942 (直通)
FAX : 026-273-1722
E-mail : chikuken-seibi@pref.nagano.lg.jp